

# 知っておきたい 標準報酬制

第1回



# あなたの 標準報酬月額はいくら？

平成27年10月から、給与から控除される保険料(掛金)や年金・短期給付などの算定基礎が「標準報酬制」になります。このコーナーでは、標準報酬制の解説をテーマごとに連載していきます。第1回は、制度開始時における標準報酬制の計算の仕組みをご説明します。

## ■制度開始時の算定方法

標準報酬制では原則として、毎年1回、**4月～6月に支給された報酬の平均額**(報酬月額といいます)を下の【標準報酬等級表】にあてはめて「標準報酬月額」を決定します。

しかし、制度開始時は**平成27年6月に支給された報酬(※)**を報酬月額として等級表にあてはめ、「標準報酬月額」を決定します。平成27年10月からはこの「標準報酬月額」をもとにして給与から控除される保険料(掛金)や年金・短期給付などを算定します。

制度開始時の標準報酬月額は、平成27年10月から平成28年8月まで適用されます。

※報酬とは、基本給と諸手当(扶養手当、地域手当、通勤手当、寒冷地手当等)を合算した額のことです。通勤手当が複数月分まとめて支給されている場合は、1カ月分に換算した金額を用いて計算します。  
なお、育児休業中の方などについては、休業前の報酬などをもとに決定します。

【標準報酬等級表】

等級	報酬月額	標準報酬の月額	等級	報酬月額	標準報酬の月額
1	101,000円未満	98,000円	23	395,000円以上	410,000円
2	101,000円以上 107,000円未満	104,000円	24	425,000円以上 455,000円未満	440,000円
3	107,000円以上 114,000円未満	110,000円	25	455,000円以上 485,000円未満	470,000円
4	114,000円以上 122,000円未満	118,000円	26	485,000円以上 515,000円未満	500,000円
5	122,000円以上 130,000円未満	126,000円	27	515,000円以上 545,000円未満	530,000円
6	130,000円以上 138,000円未満	134,000円	28	545,000円以上 575,000円未満	560,000円
7	138,000円以上 146,000円未満	142,000円	29	575,000円以上 605,000円未満	590,000円
8	146,000円以上 155,000円未満	150,000円	30	605,000円以上 635,000円未満	620,000円
9	155,000円以上 165,000円未満	160,000円	31	635,000円以上 665,000円未満	650,000円
10	165,000円以上 175,000円未満	170,000円	32	665,000円以上 695,000円未満	680,000円
11	175,000円以上 185,000円未満	180,000円	33	695,000円以上 730,000円未満	710,000円
12	185,000円以上 195,000円未満	190,000円	34	730,000円以上 770,000円未満	750,000円
13	195,000円以上 210,000円未満	200,000円	35	770,000円以上 810,000円未満	790,000円
14	210,000円以上 230,000円未満	220,000円	36	810,000円以上 855,000円未満	830,000円
15	230,000円以上 250,000円未満	240,000円	37	855,000円以上 905,000円未満	880,000円
16	250,000円以上 270,000円未満	260,000円	38	905,000円以上 955,000円未満	930,000円
17	270,000円以上 290,000円未満	280,000円	39	955,000円以上 1,005,000円未満	980,000円
18	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	40	1,005,000円以上 1,055,000円未満	1,030,000円
19	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	41	1,055,000円以上 1,115,000円未満	1,090,000円
20	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	42	1,115,000円以上 1,175,000円未満	1,150,000円
21	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	43	1,175,000円以上	1,210,000円
22	370,000円以上 395,000円未満	380,000円			

※長期給付(年金)の保険料(掛金)を算定するための標準報酬月額は、上限が620,000円になります。

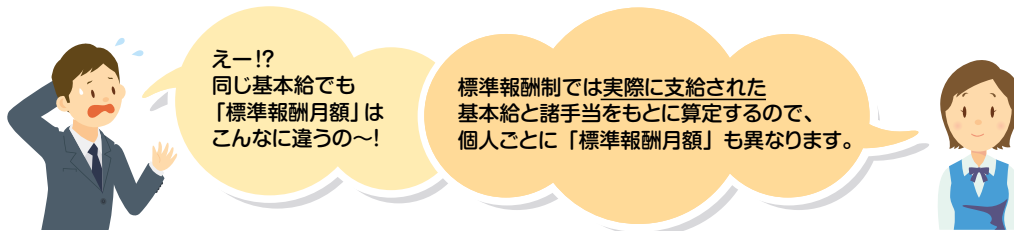
## 標準報酬月額はどれだけ違う？

標準報酬月額は基本給の額が同じでも、諸手当の額によって大きく異なります。公立太郎さんと共済花子さんを例に、どのように差が出るのかを比べてみましょう。

(例) 平成27年6月の給与		
	公立太郎さん (扶養親族有り・大都市部勤務)	共済花子さん (扶養親族無し・地方勤務)
基本給 (給料の調整額、教職調整額含む)	352,000円	352,000円
諸手当	扶養手当 (配偶者・子) 19,500円	(無し) ー
	地域手当 (大都市部 18%) 66,870円	(地方 3%) 10,560円
	その他の諸手当合計 (時間外勤務手当、住居手当、義務教育等教員特別手当etc.) 15,000円 ※この例では同じ金額とします	15,000円
<b>A 給与の明細の支給合計</b>	<b>453,370円</b>	<b>377,560円</b>
+		
<b>B 1カ月に換算した通勤手当</b>	<b>10,000円</b>	<b>5,000円</b>
<b>C 1カ月に換算した寒冷地手当</b> (直前1年間に受けた寒冷地手当の総額 ÷ 12カ月)	(無し)	5,441円
=		
<b>D 報酬月額</b>	<b>463,370円</b>	<b>388,001円</b>
↓		
<b>E 標準報酬月額</b>	(第25級) <b>470,000円</b>	(第22級) <b>380,000円</b>

●報酬月額を【標準報酬等級表】にあてはめます。

※諸手当は条例等で定められるため、金額が異なる場合があります。



## ご自分の給与明細を見ながら、標準報酬月額を計算してみましょう!

- A** 給与明細の支給合計  円 ……平成27年6月の給与明細を見て、確認します(諸手当を含みますが、通勤手当は除きます)。
- B** 通勤手当の1カ月分の計算  円 ……複数月分まとめて支給されている場合はその月数で除算します。
- C** 寒冷地手当の1カ月分の計算  円 ……直前1年間に受けた寒冷地手当の総額を12カ月で除算します。
- 
- D** 報酬月額  円 …… **A** + **B** + **C**
- ↓
- E** 標準報酬月額 第  級  円 …… **D** を標準報酬等級表にあてはめます。

※ホームページに平成27年10月からの標準報酬月額と掛金の額が算定できるExcelファイルを掲載しています。

[トップページ](#) ▶ [ピックアップコンテンツ「被用者年金制度の一元化に関する情報をまとめています」](#)

●次回『共済フォーラム9月号』では平成27年10月以降の保険料(掛金)について、ご説明します。

ランニングマン……まるで走り回っているよう

その場で走っているように見せるヒップホップダンスの基礎ステップ。右ひざを上げて、次に右足を落とすと同時に左足を後ろに引いて足を開く。続いて左ひざを上げて、左足を落とすと同時に右足を後ろに引いて足を開く動作を繰り返して、走っている様子を表現する。手の動きをつけると、より走っているように見える。

はみだしキーワード  
トレンド

2015年6月号  
教職員のための  
共済フォーラム

09